二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とすることとした。（第四条関係）

(一)　一二メートル以下の場合　六メートル

(二)　一二メートルを超える場合　前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

4　法第一三条第一項、第一五条第四項、第二四条第一項及び第二七条第四項の規定による報告及び立入検査について、その内容等を定めることとした。（第五条、第九条、第一〇条及び第一一条関係）

5　第六条第二項各号又は第八条第二項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第一四条第一号又は法第一五条第二項の政令で定める規模は、第六条第二項各号又は第八条第二項第一号から第三号までに定める内容に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とすることとした。（第六条第三項及び第八条第三項関係）

6　法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとすることとした。（附則第二条第一項関係）

(一)　第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第一九号に掲げる建築物（一定の危険物を貯蔵し、処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

(二)　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める階数及び床面積の合計（それぞれに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下同じ。）以上のものであること。

(1)　第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第一六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。(2)において同じ。）を除く。）　階数三及び床面積の合計五、〇〇〇平方メートル

(2)　体育館　階数一及び床面積の合計五、〇〇〇平方メートル

(3)　第八条第一項第八号又は第一八号に掲げる建築物（保育所を除く。）　階数二及び床面積の合計五、〇〇〇平方メートル

(4)　幼稚園又は保育所　階数二及び床面積の合計一、五〇〇平方メートル

(5)　小学校等　階数二及び床面積の合計三、〇〇〇平方メートル

(6)　第八条第一項第一九号に掲げる建築物　階数一及び床面積の合計五、〇〇〇平方メートル

(三)　2の建築物であること。

7　6の(二)の(1)から(5)までのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、6にかかわらず、6の(一)及び(三)に掲げる要件のほか、6の(二)の(1)から(5)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ6の(二)の(1)から(5)までに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとすることとした。（附則第二条第二項関係）

8　この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年一一月二五日）から施行することとした。

◇**平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令**（政令第二九五号）（内閣府本府）

1　平成二五年九月一五日から同月一七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(二)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(三)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

政令第二百九十三号

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年十一月二十五日とする。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十月九日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第五条第三項第一号及び第二号、第十三条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条第一号及び第二号、第十五条第二項及び第四項、第二十四条第一項、第二十七条第四項並びに附則第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十四条」を「第二十九条」に改め、同条を第十二条とする。

第六条の見出し中「報告」を「特定既存耐震不適格建築物に係る報告」に改め、同条第一項中「第七条第四項」を「第十五条第四項」に、「特定建築物で」を「特定既存耐震不適格建築物で」に、「のもの」を「のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物」に、「当該特定建築物に」を「これらの特定既存耐震不適格建築物に」に、「特定建築物の」を「特定既存耐震不適格建築物の」に、「施工」を「施工並びに構造の状況」に改め、同条第二項中「第七条第四項」を「第十五条第四項」に、「特定建築物で」を「特定既存耐震不適格建築物で」に、「、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物」を「及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物」に、「特定建築物並びに当該特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条　所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2　所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。